

株式会社グリーンパワーインベストメントの（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	<p>・風力発電事業は再生可能エネルギーを活用するものであり、方法書においても事業の意義について述べられているが、大規模な山林の開発を行い自然環境に影響を与えるものでもある。また、本地域に風力発電設備が集中することで、自然環境への影響が増大することが懸念される。これらのことから、本地域で風力発電事業を行うことの必要性について、再度考えを示すこと。</p>
2	<p>・当該地域近傍には既設の風力発電設備が存在し、また他の風力発電事業が計画されており、本事業と同一事業者による（仮称）平木阿波ウィンドファームの事業実施想定区域とも隣接している。風力発電設備が多数周囲に存在することによる心理的な圧迫感、騒音・振動、水環境等についての累積的な影響、工期が重なることによる交通量の増加等が予想される。これらのことについても考慮し、影響を極力回避・低減すること。</p>
3	<p>・工事中は工事用資材等の搬出入を行う車両などの工事関係車両の通行量が増加することが考えられる。これら工事関係車両の通行による騒音・振動や排気ガスについて、適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、走行ルートや通行時間、車種等について十分検討すること。</p>
4	<p>・工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、近傍・隣接の他の風力事業との累積的・複合的な影響が考えられる。最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、風力発電設備等の配置の検討等により、騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。</p>
5	<p>・水環境について、対象事業実施区域は山地であり、造成時の一時的な濁水の発生だけでなく、造成後の地形の改変や森林の伐採、水の流れの変化等による土砂や濁水の流出及び水量の変化等が懸念される。この点を考慮し、一時的な影響だけでなく供用開始後の水環境についても適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、影響を極力回避・低減すること。</p>

6	・工事車両が市道を通行する場合、路面が損傷しない様、養生を行うこと。 また、損傷させた場合は、事業者の責任において復旧を行うこと（企画管理課）。
7	・伊賀市景観計画に配慮する事（都市計画課）。
8	・地域森林計画区域内の森林の立木を伐採する場合は、農林振興課に森林法に基づく手続きを行うこと。
9	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。
10	・伊賀市の流域内の河川には特別天然記念物オオサンショウウオが生息しているため、伊賀市側の流域となる河川に触れる工事をする場合は、事前に文化財課と協議願いたい。